

亀山市公告第38号

令和6年6月28日付け亀山市公告第37号で公告した内容の一部について、次のように訂正する。

令和6年7月3日

亀山市長 櫻井 義之

次の表の訂正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

訂正後	訂正前
2 参加資格要件 本業務の優先交渉権者選定のための プロポーザルに参加できる者は、次に 掲げる要件を満たす者とする。 〔（１）～（１０） 略〕 （１１）管理技術者について、次に掲げ る要件を満たしている者を配置する こと。 〔ア及びイ 略〕 （１２）照査技術者について、次に掲げ る要件を満たしている者を配置する こと。 〔ア及びイ 略〕 〔（１３）及び（１４） 略〕	2 参加資格要件 本業務の優先交渉権者選定のための プロポーザルに参加できる者は、次に 掲げる要件を満たす者とする。 〔（１）～（１０） 略〕 （１１）管理技術者について、次に掲げ る要件を満たしている者を<u>専任で配</u> 置すること。 〔ア及びイ 略〕 （１２）照査技術者について、次に掲げ る要件を満たしている者を<u>専任で配</u> 置すること。 〔ア及びイ 略〕 〔（１３）及び（１４） 略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	